

日本血液疾患免疫療法学会「利益相反に関する指針」の細則

第1条 利益相反自己申告の基準

利益相反自己申告が必要な金額等の基準を以下の通りと定める。

- ① 企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職、職員への就任の有無と報酬額
1つの企業・団体から年間100万円以上のものを記載
- ② 株の保有と、その株式から得られる利益
1つの企業の1年間の利益が100万円以上、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載
- ③ 企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬
1つにつき年間100万円以上のものを記載
- ④ 企業や営利を目的とした団体より、会議の出席（発表、助言など）に対し、研究者を拘束した時間・労力に対して支払われた日当、講演料などの報酬
1つの企業・団体からの年間合計50万円以上のものを記載
- ⑤ 企業や営利を目的とした団体がパンフレットなどの執筆に対して支払った原稿料
1つの企業・団体から年間合計50万円以上のものを記載
- ⑥ 企業や営利を目的とした団体が契約に基づいて提供する研究費
1つの企業・団体から、医学系研究（共同研究、受託研究、治験など）に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る研究契約金で実際に割り当てられた年間100万円以上のものを記載
- ⑦ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄附金
1つの企業・団体から、申告者個人または申告者が所属する講座・分野または研究室に対して、申告者が実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間100万円以上のものを記載
- ⑧ 企業や営利を目的とした団体が提供する寄付講座
企業などからの寄付講座に所属している場合、実質的に用途を決定し得る寄附金で実際に割り当てられた年間100万円以上のものを記載
- ⑨ その他の報酬（研究とは直接に関係しない旅行、贈答品など）
1つの企業・団体から年間5万円以上のものを記載
- ⑩ 現在または過去5年以内に企業・組織、営利を目的とする団体に所属した経歴（併任を含む）
有の場合、発表者ごとに企業名と所属期間を記載

⑥と⑦については、筆頭および共同発表者（投稿者）個人か、筆頭および共同発表者（投稿者）が所属する講座、分野、研究室などへ、開示すべき利益相反関係にある企業や団体などからの研究経費、奨学寄附金などの提供があった場合で、機関の長（学長、

病院長など)を經由して配分されている場合を含む。

また、親族とは、申請者と生計を一にする配偶者及び一親等の親族(両親及び子供)とする。

第2条 利益相反自己申告の対象期間

申告を必要とする事由(学術集会、Newsletterへの投稿、役員等への就任、役員等による定期の申告等)が生じた時点から遡って過去3年間を対象とする。

附則

第1条(施行期日)

1. 本細則は、令和5年6月25日より施行する。